

議案第48号

紫波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 この条例（第19条を除く。）で給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（第19条に規定する単純労務者を除く。以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（第19条に規定する単純労務者を除く。以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料の額は、紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）との権衡、フルタイム会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料の額及び給料の減額については、給与条例適用職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等)

第4条 フルタイム会計年度任用職員に対する第2条に規定する手当（期末手当を除く。）の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第5条 給与条例第19条（第2項に係る部分を除く。）から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、給与条例第19条第2項に規定する期末手当の支給割合を超えない範囲内において、規則で定める割合を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第11条において同じ。）の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用

に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第6条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額(パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が紫波町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年紫波町条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、給与条例適用職員との権衡、パートタイム会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定めた額をいう。以下同じ。)に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第7条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間

につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第8条 給与条例第13条第1項に規定する祝日法による休日等及び同項に規定する年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第9条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第10条 第7条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額及び第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 給与条例第19条(第2項に係る部分を除く。)から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、給与条例第19条第2項に規定する期末手当の支給割合を超えない範囲内において、規則で定める割合を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額）

第12条 第7条から第9条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第6条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第6条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第6条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第13条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、給与条例第13条第1項に規定する祝日法による休日等又は同項に規定する年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

（会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法）

第14条 会計年度任用職員の給料及び報酬の支給方法（次項に定めるものを除く。）については、給与条例適用職員の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬については、その都度又は一の月の分を町長が規則で定める日に支給する。

（休職者の給与）

第15条 会計年度任用職員が休職にされた場合における給与については、給与条例第24条の規定の例による。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第16条 給与条例第7条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第17条 パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間及び任期を考慮して規則で定める者に限る。)が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例による。ただし、支給日は、町長が規則で定める日とする。

(パートタイム会計年度任用職員の職務のための旅行に係る費用弁償)

第18条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例適用職員に支給される旅費の例による。

(単純労務者の給与の種類及び基準)

第19条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して町長が定める。

(補則)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 給与条例の一部を次のように改正する。

第1条中「職員(」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第25条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

令和元年9月2日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、紫波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるとともに、併せて関係する条例の規定を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。